

令和4年3月10日

第111回 神戸市個人情報保護審議会

廃棄物及び土砂の不適正処理等に係る  
監視カメラの設置について

(環境局)

神環事廃第 2101 号  
令和 4 年 3 月 10 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

廃棄物及び土砂の不適正処理等に係る監視カメラの設置について  
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

担当：環境局事業系廃棄物対策課

廃棄物及び土砂の不適正処理等に係る監視カメラの設置について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は、場合により条例第7条第3項に該当する情報を含む

主として、以下の個人情報の収集を行う。

- ◎1. 不法投棄等行為者の画像等
- 2. 不法投棄等行為者が乗車する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート
- 3. 廃棄物又は土砂等と判断されるものを積載する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート

上記の収集を行うなかで、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

- ◎4. 撮影対象地点を通過する人物の画像等
- 5. 撮影対象地点を通過する車両、車種、人員及びナンバープレート

神環事廃第 2101-2 号

令和 4 年 3 月 10 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 4 号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

監視カメラの画像等の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：環境局事業系廃棄物対策課

監視カメラの画像等の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

◎は、場合により条例第7条第3項に該当する情報を含む

主として、以下の個人情報の提供を行う。

- ◎1. 土砂埋立て等行為者の画像等
- 2. 土砂埋立て等行為者が乗車する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート
- 3. 土砂等と判断されるものを積載する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート

上記の提供を行うなかで、派生的に以下の情報の提供を行うことになる。

- ◎4. 撮影対象地点を通過する人物の画像等
- 5. 撮影対象地点を通過する車両、車種、人員及びナンバープレート

## 廃棄物及び土砂の不適正処理等に係る監視カメラの設置 及び画像等の利用について

### 1. 趣旨

本市においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき、生活環境を保全するために廃棄物の適正処理を推進し、廃棄物の減量・資源化、不法投棄対策等の施策を実施している。

廃棄物の不法投棄対策として、平成20年度から数年間、不法投棄が予見される西区や北区の山間部において、市が監視カメラ（1台）を設置し（※1）多発する不法投棄の監視を行ったほか、平成25年度からは、自治会等の地域団体が自ら不法投棄防止用カメラを設置する場合の費用助成を行い（令和2年度で制度終了。計95団体に助成。令和3年度から危機管理室が行う神戸市防犯カメラ設置補助事業に統合。）、地域住民の協力を得ながら監視を強めるなどして対策を行ってきた。

不法投棄防止用カメラの設置費用助成制度は、自治会活動等が活発な地域において積極的に活用がなされ、市街地における不法投棄対策に一定の効果を得たが、山間部や、市街地においても地域住民や行政の目が行き届きにくい場所（道路・公園・河川等）での不法投棄を解消するためには、さらなる対策の必要性が高まったため、山間部や市街地において多量あるいは経常的に廃棄物が不法投棄される場所等に、市が監視カメラを直接設置し周知することで、市の主体的な不法投棄行為者調査や、視覚的效果による不法投棄の抑止を期待する対策制度を、令和2年度から運用開始している。（※2）

この度、廃棄物の適正処理指導に加え、不適正な土砂等の盛土による災害の発生防止等のため、監視カメラによる個人情報の収集の目的に、不適正な土砂埋立て等の適正処理指導に関することを含めるとともに、土砂等の埋立て等による宅地造成の規制を担当する建設局防災課へ限定的に個人情報の提供を可能にしようとするものである。

※1 平成19年3月29日第28回神戸市個人情報保護審議会にて諮問・答申

※2 令和2年2月20日第96回神戸市個人情報保護審議会にて諮問・答申

### 2. 概要

#### (1) 不適正な土砂埋立て等の適正処理指導のための情報収集について

廃棄物処理法の対象から除外されている土砂については、令和2年11月に神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2年条例第10号。以下、「土砂条例」という。）を施行し、一定基準を超える土砂埋立て等行為を規制するなど、市民の生活環境の保全に向けた取り組みの強化を図ってきた。

土砂は、廃棄物処理法が対象とする廃棄物から除外されるものと解されているため、廃棄物処理法の規制対象外であるが、工事現場から排出される土砂等にコンクリートく

ずを混入させて残土処分場に搬入するなどして、廃棄物の不適正処理につながるおそれもあることから、生活環境の保全を推進するなかで、廃棄物の適正処理指導だけでなく、各種工事から発生する土砂等の適正処理指導を行う必要があることから、この度、監視カメラで収集する情報に、不適正な土砂埋立て等に関する情報を含める。

これらの不適正な残土処理に関しては、山間部等で敢行されやすく、これまで行ってきた不法投棄対策と同様に、山間部に通じる幹線において残土等運搬する車両を監視することとなることから、従来の監視カメラの運用に大幅な変更が生じることはなく、むやみに情報収集の対象を拡大するものではない。

## **(2) 宅地造成の規制を担当する建設局防災課の画像等の利用について**

監視カメラで収集した情報に基づく、廃棄物の不適正処理、不適正な土砂埋立て等調査の過程で、土砂条例の規制対象外となる埋立て等事案やそれらに付随する土砂等の運搬を認知する可能性が予想されるが、昨今、不適正な盛土による災害により人命被害も発生していることを鑑みれば、関係部局との情報共有により、不適正な盛土事案を解消することが必要不可欠となることから、土砂条例の規制が及ばない盛土事案に関しては、例外的に画像等（監視カメラにより撮影された電磁的記録であって音声を含む。以下同じ。）を関係部局へ提供することを可能にする。

なお、画像等の提供先は、土砂等の埋立て等による宅地造成の規制を担当する建設局防災課を想定しており、提供する情報は違法な宅地造成に使用されるおそれのある土砂等を搬送する車両の画像等や、その車両を運転する人物等、適正な行政指導を実施するために必要な最低限の情報とする。

## **3. 効果**

### **(1) 不法投棄等の抑止及び全市的な対応による市民の生活環境の保全**

監視カメラにより収集する個人情報の対象及び設置台数を拡大することで、同監視カメラで収集した個人情報を適正に取り扱い、不法投棄等の調査を推進し、監視カメラの視覚的効果による市内の不法投棄等を抑止することで、市民の生活環境を保全するとともに、一定の要件のもと、不法投棄等の調査等目的で入手した情報を関係機関へ提供することにより、市民の生命財産に危害が及ぶ可能性がある不適正な盛土事案に関しては市が一体として対応可能となる。

### **(2) 警察等捜査関係機関との連携による事案解消及び再発防止の推進**

監視カメラを設置したにも関わらず、設置場所で不法投棄等が発生すれば、原因者調査の上、行政指導を行うだけでなく、悪質性の高い事案に関しては、警察等捜査機関と連携し、事案の解消と再発防止を推進し、生活環境の保全を図ることができる。

#### 4. 設置場所の選定

不法投棄等が多発している場所（道路、公園、河川等）、不法投棄等の拡大防止が期待できる場所、又は監視カメラを設置することで、市内の不法投棄等の発生抑止が期待できる場所で、監視カメラに関して土地所有者の同意がある場所を想定している。

#### 5. 監視カメラの設置、仕様、撮影の方法

- (1) 設置予定台数は限定せず、必要に応じて増設する。
- (2) 内部電源、外部電源又はソーラー発電で稼働。
- (3) 「カメラ撮影中」の告知表示を掲示し、カメラの設置を周知する。
- (4) 24時間常時撮影又はセンサーによる感知式の撮影とし、録音機能を備える。
- (5) カメラは、電柱や自立柱へ固定設置する監視カメラと、小型のセンサー式の監視カメラを用途に応じて選定する。
- (6) 撮影は、行為者の人物特定又は廃棄物並びに土砂等の概要が判別できる範囲内及び解像度で撮影する。
- (7) 常時直近約14日間分の映像を保存する（古いデータから上書き保存）。
- (8) 画像等は記録媒体（例：SDカード）に記録し、ネットワーク通信を使用する場合は神戸市情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられているネットワークシステムとして諮問、報告したクラウドサーバーシステム（※3）又は不法投棄防止カメラ管理システム（※4）のサーバに記録する。
- (9) 記録媒体に残る不要な画像等は、回収後、速やかに削除措置をとるほか、ネットワークシステムのサーバに記録された画像等は神戸市環境局が視聴又はダウンロードし、現地で実データを回収した後に、速やかに削除する。
- (10) 不法投棄等が解消するなど設置効果が得られた場合は、撤去、移設を検討する。  
但し、抑止目的を主眼におく監視カメラに関しては、恒常的な設置を予定する。

※3 令和2年3月26日第98回神戸市個人情報保護審議会にて諮問・答申

※4 令和3年8月31日第108回神戸市個人情報保護審議会にて報告

#### 6. 個人情報の保護

- (1) 収集した画像等の管理にあたっては、「神戸市個人情報保護条例」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、漏えい、滅失、改ざんを防止し、画像等の適正な管理のために「神戸市環境局監視カメラ使用基準」を制定し、必要な措置を講じる。
- (2) 収集した画像等は、犯罪捜査への協力、廃棄物処理法等に基づく行政指導のために利用し、警察等捜査機関の刑事訴訟法に基づく照会（捜査関係事項照会）により提供



する場合又は土砂埋立て等事案に関する情報提供を除き、目的外の利用及び提供を行わない。

- (3) 収集した画像等について、不法投棄等の行為者特定に至る（又は特定に準ずる情報を有する）もの以外は、速やかにこれを消去する。また、不法投棄等の行為者特定に関連する画像等については、神戸市統合管理システム端末に保存することとし、用務終了後（最大5年保存）に、廃棄する（別添監視カメラ画像等管理フロー参照）。
- (4) (1)～(3)の取扱いは、土砂等の埋立て等による宅地造成の規制を担当する建設局防災課による画像等の利用についても同様である。

## 神戸市環境局監視カメラ使用基準

### (目的)

第1条 この基準は、神戸市環境局が、廃棄物の不法投棄若しくは不法焼却又は不適正な土砂埋立て等（以下「不法投棄等」という。）を抑止、監視及び調査するために設置する監視カメラ並びに監視カメラで撮影した画像（監視カメラにより撮影された電磁的記録であって音声を含む。以下「画像等」という。）の管理に関する事項を定め、適正に運用することで、市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (管理責任者等の設置)

- 第2条 監視カメラの適正な設置、運用を図るため、監視カメラの運用管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、環境局事業系廃棄物対策課長をもって充てる。
- 2 前項の管理責任者を補佐するとともに、監視カメラ及び画像等の取扱いを行わせるため、管理責任者は環境局事業系廃棄物対策課の不法投棄対策又は土砂埋立て等対策業務に就く者の中から、監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を指定するものとする。
  - 3 前項の指定を行った場合は、別記様式第1号の「監視カメラ取扱者指定書」を作成するものとする。

### (管理責任者等の責務)

- 第3条 管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、この基準の定めるところにより、監視カメラ及び画像等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めなければならない。
- 2 管理責任者等は、画像等から知り得た情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

### (監視カメラの設置場所)

- 第4条 監視カメラの設置場所は、次の各号のいずれにも該当する場所に限らなければならない。
- (1) 山間部又は市街地における道路、公園、河川等で不法投棄等が多発している場所、現に不法投棄等が発生し、更に拡大するおそれがある場所若しくは不法投棄等の発生抑制に効果がある場所であること。
  - (2) 行政による常時監視が困難であり、地域住民による監視の目が行き届かない場所であること。
  - (3) 監視カメラ設置場所の土地管理者が、監視カメラの設置に同意していること。

### (監視カメラの設置に関する措置)

第5条 管理責任者等は、監視カメラの設置に当たって次の措置を講じなければならない。

- (1) 監視カメラが設置されている旨の表示板等を設置し、設置場所に進入する者に周知すること。
- (2) 監視カメラの盗難及び画像等の外部漏えいを防止すること。

(監視カメラの種別)

第6条 監視カメラの種別は次のとおりとする。

- (1) 電柱、自立柱又はその他の構造物への常時設置する監視カメラ
- (2) 事案に応じて短期的に設置する監視カメラ

(画像等の記録)

第7条 画像等の記録方法は次のとおりとする。

- (1) 画像等は、監視カメラに接続する媒体又は電気通信回線を使用したサーバーに記録すること。
- (2) 前項の規定により記録される画像等の期間は約14日間分とする。

(記録した画像等の保管)

第8条 管理責任者等は、画像等及び画像等を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 管理責任者等以外の者に、画像等を閲覧若しくは利用させ又は記録媒体を使用させないこと。
- (2) 記録媒体を施錠のできる保管庫等に保管するなどして、盗難を防止すること。
- (3) 画像等に不法投棄等又はそれに付随する行為が撮影されていた場合は、画像等を神戸市統合管理システム端末に保存し、文書保存期間経過後は、速やかに画像等の消去を行うこと。
- (4) 画像等に不法投棄等又はこれに付随する行為が撮影されていなかった場合は、速やかに画像等の消去を行うこと。（監視カメラの機能により、前条第2号に規定する期間を経過すれば画像等が順次上書きされる場合を除く。）

(電気通信回線の使用)

第9条 管理責任者等は、電気通信回線を使用し画像等を取り扱う場合は、次の措置を講じなければならない。

- (1) クラウドサービスシステム（令和2年3月26日第98回神戸市個人情報保護審議会に諮問したシステムをいう。以下同じ。）及び不法投棄防止カメラ管理システム（令和3年8月31日第108回神戸市個人情報保護審議会に報告したシステムをいう。）へのアクセスに必要なユーザーID並びにパスワードの管理を徹底し、定期的にパスワード

ドを変更すること。

- (2) クラウドサービスシステムに使用するメールアドレスは、地方公共団体を対象としたドメイン（lg.jp）のものを使用すること。
- (3) クラウドサービスシステムへ接続する場合は、管理責任者が指定した神戸市PC統合管理システムにおける事務処理用パソコンを使用すること。

（画像等及び情報の提供の制限）

第10条 管理責任者は、法令等に定めがある場合を除き、画像等及び画像等に係る情報を他に提供してはならない。

2 管理責任者は、前項の規定による場合の他、法令等の規制に抵触するおそれがある土砂埋立て等（土砂等以外のものによる埋立て等と判明した場合を含む。）又はこれに付随する行為を認めた場合に限り、対象法令等の施行に必要な限度において、画像等及び画像等に係る情報を関係機関へ提供することができる。

3 前項の情報提供を行う場合、管理責任者は、別記様式第2号の「監視カメラ情報提供書」を作成するものとする。

（画像等の確認）

第11条 管理責任者等は、第6条第1号の監視カメラの画像等を確認した場合は、別記様式第3号の「監視カメラ画像確認結果報告書」を作成するものとする。

附 則

この基準は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年3月15日から施行する。

令和 年 月 日

**監視カメラ取扱者指定書**

環境局事業系廃棄物対策課長

神戸市環境局監視カメラ使用基準第2条第2項の規定に基づき、以下の者を監視カメラの取扱者として指定する。

	所属	担当業務	職名	氏名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

## 監視カメラ情報提供書

令和 年 月 日

神戸市 局 課長 殿

神戸市環境局事業系廃棄物対策課長

神戸市環境局監視カメラ使用基準第 9 条第 2 項の規定に基づき、監視カメラで収集した個人情報を下記のとおり提供します。

記

- 1 提供データ
- 2 提供方法
- 3 提供理由

---

## 監視カメラ情報受領書

令和 年 月 日

神戸市環境局事業系廃棄物対策課長 殿

神戸市 局 課長

提供を受けた個人情報は、神戸市個人情報保護条例の規定に基づいて適正管理するとともに、当課の業務にのみ適正使用します。

受領者  
神戸市  
担当者

局 課

---

令和		年	
取扱者			

## 監視カメラ画像確認結果報告書

## 1 対象カメラ

区 番

## 2 対象日時

令和 年 月 日 時ころから 月 日 時ころまでの画像等

## 3 確認等年月日

令和 年 月 日 時ころ作業を実施した。

## 4 確認理由

## (1) 端緒

 市民通報 ( 月 日)  警察からの通報 ( 月 日)

 パトロール発見 ( 月 日)  他部署 ( ) 通報 ( 月 日)

## (2) 内容

## 5 確認結果

## (1) 廃棄物の有無

 有り
 なし (  対象期間のデータ保存なし  撮影画角外 )

## (2) 行為者の撮影

 有り
 なし

## 6 動画データの提供

 有り

提供先 ( )

 捜査関係事項照会書 ( )

 ( )
 なし

## 7 時刻補正

カメラ表示 ( 時 分 ) : PC表示 ( 時 分 )

## 8 その他参考事項

神戸市監視カメラ使用基準（本文） 新旧対照表

（\_\_\_\_\_は、改正部分を示す。）

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第1条 この基準は、神戸市環境局が、廃棄物の不法投棄若しくは<u>不法焼却又は不適正な土砂埋立て等</u>（以下「不法投棄等」という。）<u>を抑制、監視及び調査するために設置する監視カメラ並びに監視カメラで撮影した画像（監視カメラにより撮影された電磁的記録であって音声を含む。以下「画像等」という。）の管理に関する事項を定め、適正に運用することで、市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この基準は、神戸市環境局が、廃棄物の不法投棄又は<u>野外焼却</u>（以下「不法投棄等」という。）<u>の監視のため設置する監視カメラについて、その撮影又は記録した画像等の管理に関する事項を定めることにより、適正な運用を図ることを目的とする。</u></p>
<p>（管理責任者等の設置）</p> <p>第2条 監視カメラの適正な設置、運用を図るため、監視カメラの運用管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、環境局事業系廃棄物対策課長をもって充てる。</p> <p>2 前項の管理責任者を補佐するとともに、<u>監視カメラ及び画像等の取扱いを行わせるため、管理責任者は環境局事業系廃棄物対策課の不法投棄対策又は土砂埋立て等対策業務に就く者の中から、監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を指定するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の指定を行った場合は、別記様式第1号の「監視カメラ取扱者指定書」を作成するものとする。</u></p>	<p>（管理責任者等の設置）</p> <p>第2条 監視カメラの適正な設置、運用を図るため、監視カメラの運用管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、環境局事業系廃棄物対策課長をもって充てる。</p> <p>2 前項の管理責任者を補佐するとともに、<u>監視カメラの取扱いを行わせるため、管理責任者の指名するところにより、監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。</u></p>
<p>（管理責任者等の責務）</p> <p>第3条 管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、この基準の定めるところにより、<u>監視カメラ及び画像等の適切な運用を図り、その設置目的を</u></p>	<p>（管理責任者等の責務）</p> <p>第3条 管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、この基準の定めるところにより、<u>監視カメラの適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達</u></p>



神戸市監視カメラ使用基準（本文） 新旧対照表

<p>効果的に達成するよう努めなければならない。</p> <p>2 管理責任者等は、<u>画像等</u>から知り得た情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。</p>	<p>成するよう努めなければならない。</p> <p>2 管理責任者等及び第6条第1号に規定する者は、<u>監視カメラによって撮影された画像等（以下「画像等」という。）</u>から知り得た情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。</p>
<p>(監視カメラの設置場所)</p> <p>第4条 監視カメラの設置場所は、次の各号のいずれにも該当する<u>場所</u>に限らなければならない。</p> <p>(1) 山間部又は市街地における道路、公園、河川等で不法投棄等が多発している場所、<u>現に不法投棄等が発生し、更に拡大するおそれがある場所若しくは不法投棄等の発生抑制に効果がある場所</u>であること。</p> <p>(2) 行政による常時監視が困難であり、地域住民による監視の目が行き届かない場所であること。</p> <p>(3) <u>監視カメラ設置場所の土地管理者が、監視カメラの設置に同意していること。</u></p>	<p>(監視カメラの設置場所の選定)</p> <p>第4条 監視カメラの設置場所は、次の各号のいずれにも該当する<u>場合</u>に限らなければならない。</p> <p>(1) 山間部及び市街地における道路・公園・河川等<u>公共施設</u>で不法投棄が多発している場所、<u>又は既に不法投棄が発生し、更に拡大するおそれがある場所</u>であること。</p> <p>(2) 行政による常時監視が困難であり、地域住民による監視の目が行き届かない場所であること。</p> <p>(3) <u>当該地の土地管理者が、監視カメラの設置に同意していること。</u></p>
<p>(監視カメラの設置に関する措置)</p> <p>第5条 管理責任者等は、監視カメラの設置に当たって<u>次の措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>監視カメラが設置されている旨の表示板等を設置し、設置場所に進入する者に周知すること。</u></p> <p>(2) <u>監視カメラの盗難及び画像等の外部漏えいを防止すること。</u></p>	<p>(監視カメラの設置に関する措置)</p> <p>第5条 管理責任者等は、監視カメラの設置に当たっては、<u>設置場所に監視カメラが設置されている旨の表示板等を設置し、当該地に進入する者に周知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>監視カメラ及び記録装置は、管理責任者等以外の者が取り扱うことがないよう</u></p>

神戸市監視カメラ使用基準（本文） 新旧対照表

	にし、画像等の外部漏えい等を防止しなければならない。
<p>(監視カメラの種別)</p> <p>第6条 <u>監視カメラの種別は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>電柱、自立柱又はその他の構造物への常時設置する監視カメラ</u></p> <p>(2) <u>事案に応じて短期的に設置する監視カメラ</u></p>	(新設)
<p>(画像等の記録)</p> <p>第7条 <u>画像等の記録方法は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>画像等は、監視カメラに接続する媒体又は電気通信回線を使用したサーバーに記録すること。</u></p> <p>(2) <u>前項の規定により記録される画像等の期間は約14日間分とする。</u></p>	(新設)
<p>(記録した画像等の保管)</p> <p>第8条 管理責任者等は、画像等及び画像等を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）について、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>管理責任者等以外の者に、画像等を閲覧若しくは利用させ又は記録媒体を使用させないこと。</u></p> <p>(2) <u>記録媒体を施錠のできる保管庫等に保管するなどして、盗難を防止すること。</u></p> <p>(3) <u>画像等に不法投棄等又はそれに付随する行為が撮影されていた場合は、画像等を神戸市統合管理システム端末に保存し、文書保存期間経過後は、速やかに画像等の消去を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>画像等に不法投棄等又はこれに付随</u></p>	<p>(記録した画像等の保管)</p> <p>第6条 管理責任者等は、画像等及び画像等を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）について、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>画像等及び記録媒体の取扱者を定め、画像等及び記録媒体を閲覧又は利用できる者を限定すること。</u></p> <p>(2) <u>記録媒体を施錠のできる保管庫等に保管するなど、盗難の防止を図ること。</u></p> <p>(3) <u>画像等に廃棄物の不法投棄等又はそれに付随する行為が撮影されていた場合は、画像等を神戸市統合管理システム端末に保存し、文書保存期間経過後は、速やかに画像等の消去を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>画像等に廃棄物の不法投棄等又はこ</u></p>

神戸市監視カメラ使用基準（本文） 新旧対照表

<p>する行為が撮影されていなかった場合は、速やかに画像等の消去を行うこと。  <u>（監視カメラの機能により、前条第2号に規定する期間を経過すれば画像等が順次上書きされる場合を除く。）</u></p>	<p>れに付随する行為が撮影されていなかった場合は、速やかに画像等の消去を行うこと。</p>
<p><u>（電気通信回線の使用）</u>  <u>第9条 管理責任者等は、電気通信回線を使用し画像等を取り扱う場合は、次の措置を講じなければならない。</u>  <u>(1) クラウドサービスシステム（令和2年3月26日第98回神戸市個人情報保護審議会に諮問したシステムをいう。以下同じ。）及び不法投棄防止カメラ管理システム（令和3年8月31日第108回神戸市個人情報保護審議会に報告したシステムをいう。）へのアクセスに必要なユーザーID並びにパスワードの管理を徹底し、定期的にパスワードを変更すること。</u>  <u>(2) クラウドサービスシステムに使用するメールアドレスは、地方公共団体を対象としたドメイン（lg.jp）のものを使用すること。</u>  <u>(3) クラウドサービスシステムへ接続する場合は、管理責任者が指定した神戸市PC統合管理システムにおける事務処理用パソコンを使用すること。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（画像等及び情報の提供の制限）</u>  <u>第10条 管理責任者は、法令等に定めがある場合を除き、画像等及び画像等に係る情報を他に提供してはならない。</u>  <u>2 管理責任者は、前項の規定による場合の他、法令等の規制に抵触するおそれがある土砂埋立て等（土砂等以外のものによる埋立て等と判明した場合を含む。）又</u></p>	<p><u>（画像等及び情報の提供の制限）</u>  <u>第7条 管理責任者は、法令等に定めがある場合を除き、画像等及び画像等に係る情報を他に提供してはならない。</u></p>

神戸市監視カメラ使用基準（本文） 新旧対照表

<p><u>はこれに付随する行為を認めた場合に限り、対象法令等の施行に必要な限度において、画像等及び画像等に係る情報を関係機関へ提供することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の情報提供を行う場合、管理責任者は、別記様式第2号の「監視カメラ情報提供書」を作成するものとする。</u></p>	
<p><u>(画像等の確認)</u></p> <p><u>第11条 管理責任者等は、第6条第1号の監視カメラの画像等を確認した場合は、別記様式第3号の「監視カメラ画像確認結果報告書」を作成するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>附 則 この基準は、平成19年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和2年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この基準は、令和4年3月15日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この基準は、平成19年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和2年8月1日から施行する。</p>

